

【第13章_あっせんによるパワハラ解決事例（申請書・陳述書）】

<厳密な証拠の不備>

- ・ 請求物（給与相当額）の証拠なし
出勤簿、給与明細、etc
- ・ パワハラに関する証拠なし
録音、手帳、メモ、etc
- ・ 労働審判、本訴では「証拠なし」は致命的欠陥
相談を受けた弁護士もお手上げ

以上よりたらいまわしの挙句、社労士会へ相談→「あっせん」でしか解決策はない、と判断

「あっせん申請書」、「陳述書」を当日配布いたします。

⇒当日回収にご協力ください。